平成２１年（フ）第１２２４号
さいたま市中央区大戸３丁目10番11―302号、旧住所さいたま市中央区大戸２丁目18番18号
破産者　齋藤　有一
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５８７号
静岡市駿河区丸子新田509番地の６　シティハイム竹下Ａ棟２－３号
破産者　亀山　　弘
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７号
福岡県久留米市安武町安武本2466番地
破産者　川原起業こと　川原　信宏
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１６７号
千葉県白井市清水口１丁目１番30―901号
破産者　横川　優美（旧姓永原）
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第３８５号
静岡県伊豆の国市古奈507番地の１　プルミエールＫ　３Ｄ号、旧住所山梨県南都留郡山中湖村山中286番地の44
破産者　田中　正道
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
佐賀県伊万里市大川町山口2514番地
破産者　池田　輝幸
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第１８０号
長崎県長崎市横尾２丁目13番17号　シティパレス横尾204
破産者　吉田　正徳
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
長崎県長崎市泉２丁目23番５―405号
破産者　吉田　正男
1　決定年月日　平成21年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
北海道旭川市永山12条２丁目12番８号
破産者　千原　孝明
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５８号
岩手県大船渡市大船渡町字台19番地11
破産者　水野　裕子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１３２４号
仙台市青葉区上杉６丁目１番16―302号
破産者　笹原惠美子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９２号
秋田県大仙市大曲船場町２丁目７番９号
破産者　前田　裕久
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第８５号
山形市中桜田１丁目８番21号
破産者　半田　道子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７９号
山形市鈴川町３丁目17番17―541号　県営第２アパート５
破産者　佐藤　艶子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２７号
千葉県富津市鶴岡449　松浦企業株富津事業所気付　有限会社野口建材、住民票上の住所山形市南館５丁目６番31―６号
破産者　十二町勝紀
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３７号
山形県東根市宮崎３丁目５番16号　トマトハイツＢ、申立前住所山形県北村山郡大石田町大字横山748番地
破産者　清水　昭子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４５号
山形市宮町２丁目８番23―304号　県営アパート１
破産者　鳴海　武弘
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５０号
群馬県館林市高根町1000番地の176
破産者　小野　勝寛
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第３３５２号
横浜市青葉区しらとり台41番地17　ザ・エストしらとり台102、開始決定時の住所横浜市瀬谷区中屋敷１―40―10
破産者　小倉　大典
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部